

弘前広域都市計画公園の変更（弘前市決定）

都市計画公園中2・2・33号宮川第一児童公園を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置	面 積	備 考
	番 号	公 園 名			
街 区 公 園	2・2・33号	宮川第一児童公園	弘前市大字八幡町三丁目	約0.31ha	運動施設（水泳プール）

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

宮川第一児童公園について、公園面積を約0.79haから約0.31haへ変更するもの。

新旧対照表

上段 : 変更前

下段 : 変更後

種 別	名 称		位置	面積	備考
	番号	公園名			
〃 街区公園	〃 2・2・33号	〃 宮川第一児童公園	〃 弘前市大字八幡町三丁目	約0.79ha	園路及び広場 (自由広場)
					—
					修景施設 (植栽・葉山・パーゴラ)
					—
					休養施設 (ベンチ)
					—
					遊戯施設 (ブランコ・パネルパン・砂場・コンビネーション・ロープウエー)
約0.31ha	—				
〃	—				
運動施設 (水泳プール)					
—					
便益施設 (便所・水飲場)					
—					
管理施設 (水銀灯・門柱)					
—					

弘前広域都市計画公園の変更理由書（弘前市決定）

○2・2・33号宮川第一児童公園

当市の都市公園は、市の上位計画などに基づき、まちに潤いを与え、幅広い年齢層の憩いの場のほか、災害時の避難場所など多様な機能を有する施設として、整備を進めてきた。

また、少子高齢化の加速度的進行や若者の大都市部への転出などから、人口減少が著しい状況にあるため、地域（地区）によっては、時代の変遷とともに利用実態の伴わない公園もみられることから、都市公園の再編や機能集約を進めている。

こうした中、青森県警察本部から隣接している宮川第一児童公園の一部を拡張用地として取得したいとの申し入れがあり、市では、都市機能の確保や当市を含む周辺地域における治安の向上効果を総合的に判断した結果、申し入れを受け入れることとしたものである。

そのため、都市計画決定している宮川第一児童公園の面積を約0.79haから約0.31haへ変更するものである。

本公園は、昭和56年4月21日に都市計画決定後、宮川地区土地区画整理事業において整備を行った街区公園である。

宮川第一児童公園の面積は約0.79haであり、そのうち八幡町東公園面積は約0.48ha、プール面積は約0.31haとなっている。